

使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則の概要

令和6年2月定例県議会に上程された「使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案」が可決され、警備業法に基づく事務に係る手数料の一部が変更されることから、使用料及び手数料条例施行規則の過去の改正附則において設けた収入証紙での納入に係る特例措置について、必要な規定整備を行った。

1 改正の理由

使用料及び手数料条例施行規則（以下「規則」という。）は、使用料及び手数料のうち千葉県収入証紙で納入すべきものを別表第二（第4条第1項）に列挙している。

令和5年12月から、千葉県警察において取り扱う手数料について千葉県収入証紙での納入を廃止し、クレジットカード等によるキャッシュレス決済ほか現金により納入させるため、以下のとおり規則を改正したところである。

（令和5年12月10日施行。）

- ・別表第二から千葉県警察の事務に係る手数料を削除。
- ・施行日から令和6年12月31日までの間は引き続き証紙を利用できる旨の特例規定を改正附則に設ける。

今般、令和6年2月定例県議会に上程された「使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案」が可決され、上記の規則改正において削除された手数料の一部が以下のとおり名称変更されたことから、千葉県収入証紙での納入に係る特例規定を従前どおり機能させるため、必要な規定整備を行った。

- 警備業法（昭和47年法律第117号）に基づくもの
 - （現行） 警備業認定証更新申請手数料
 - （改正案） 警備業認定更新申請手数料

2 改正の内容

規則の附則に、令和6年12月31日までの間は、警備業認定更新申請手数料について千葉県収入証紙で納入できる旨の特例規定を設けた。

3 施行日等

令和6年4月1日（条例施行日と同日）